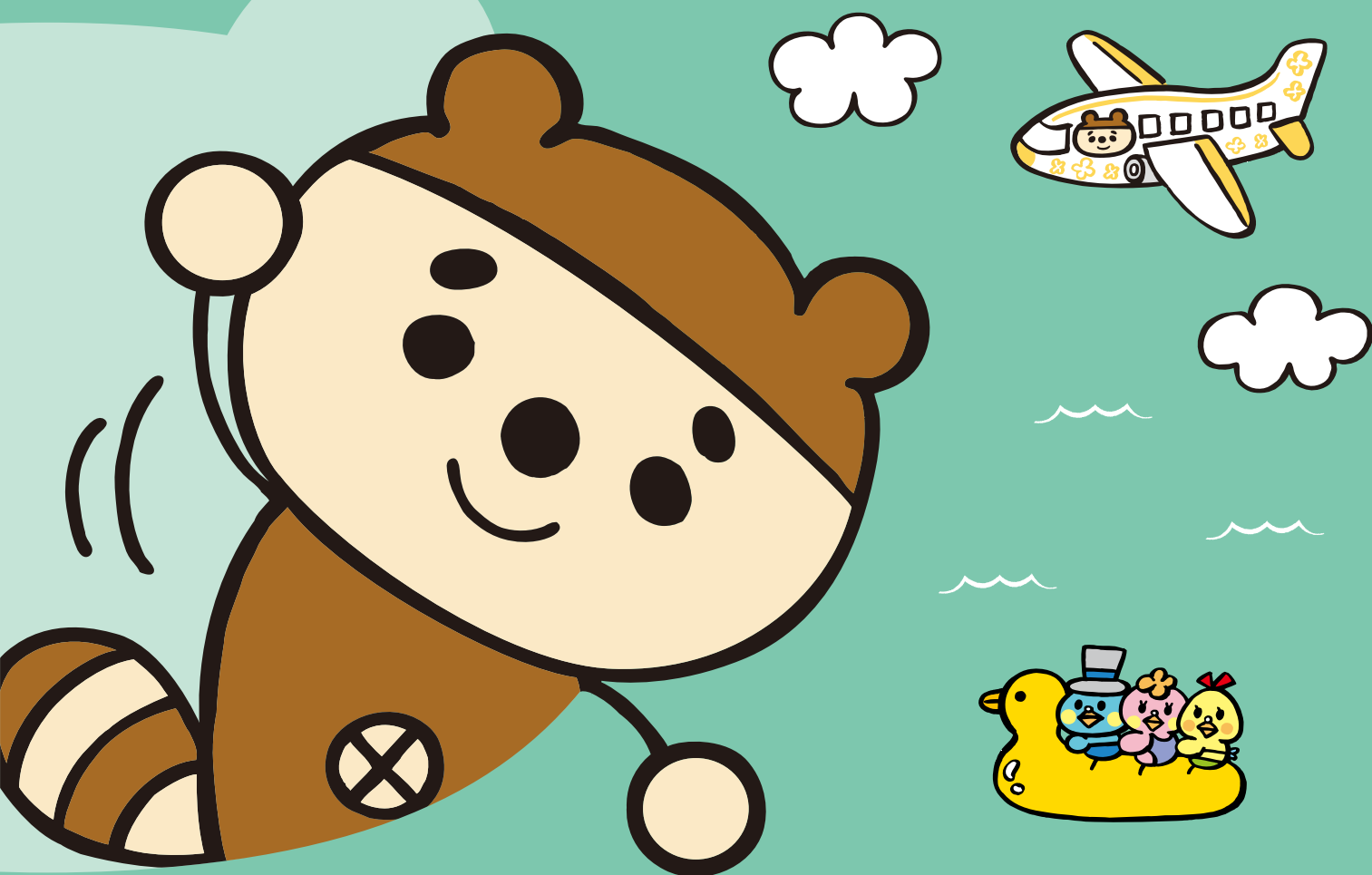


勇気のお守り

がん保険(2010)BII型

がんによる入院と手術の費用はもちろん
長期にわたる通院・往診も一生涯保障する保険



必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。



意外と知らないがんのこと

がんは身近な病気のひとつです。 他人事ではありません。

DATA 1 年齢とともにがんのリスクが高まります。

がんと診断される確率は…

(%)

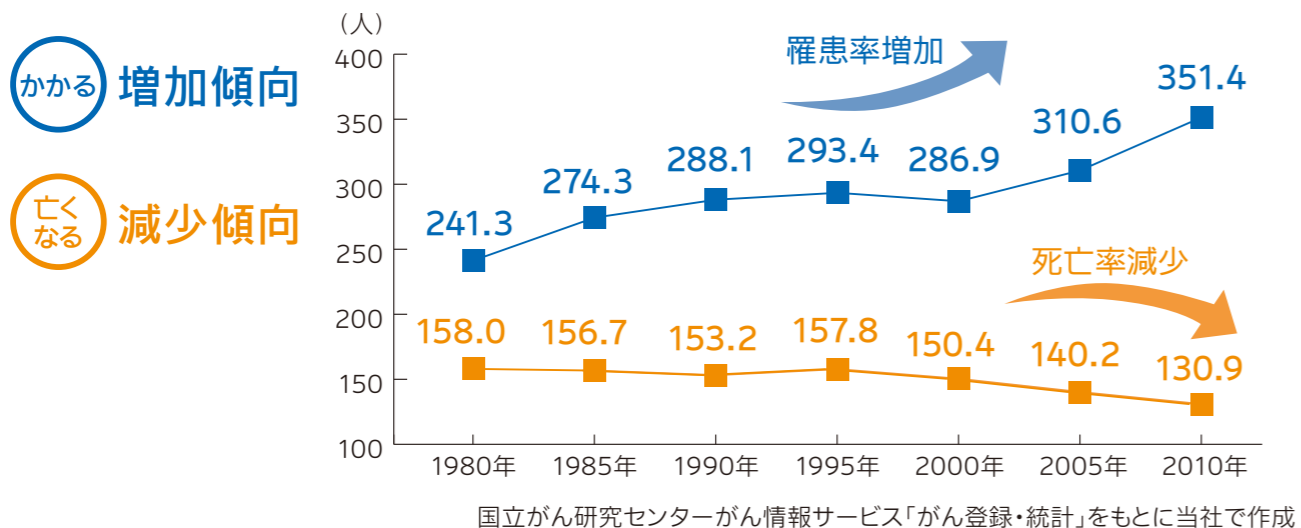
	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	生涯
男性 	1.1	2.6	8.0	21.5	41.7	62.7
女性 	1.9	5.4	10.8	18.5	28.9	46.6

公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'16」 年齢階級別罹患リスク(2012年罹患・死亡データに基づく)全がん

DATA 2 がんは不治の病から治せる病気にかわりつつあります。

1年間で新たにがんにかかる率は…がんで亡くなる率は…

■全国推定年齢調整罹患率・全国年齢調整死亡率(対人口10万人)の年次推移
(全年齢・性別)[総数 1980年～2010年]



がんを治すために

しっかりと備えるためには がん治療を知ることが大切です！

治療方法 がんの治療方法は大きく分けると3つになります。

がんの治療にはさまざまな方法があります。

大きく分けると、「①手術療法」「②放射線療法」「③薬物(化学)療法」(抗がん剤治療)の3つがあげられます。

また、年々新しい治療方法が登場しており、複数の療法を組み合わせるケースも増えていきます。

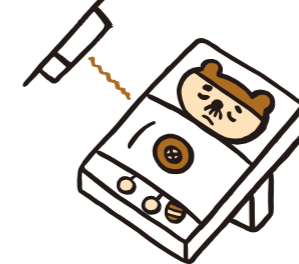
①手術療法

メスなどを用いてがんを取り除きます。



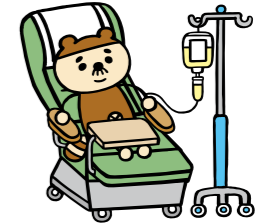
②放射線療法

がん放射線を照射する治療法です。



③薬物(化学)療法

(抗がん剤治療)
注射や点滴、または飲み薬で治療します。



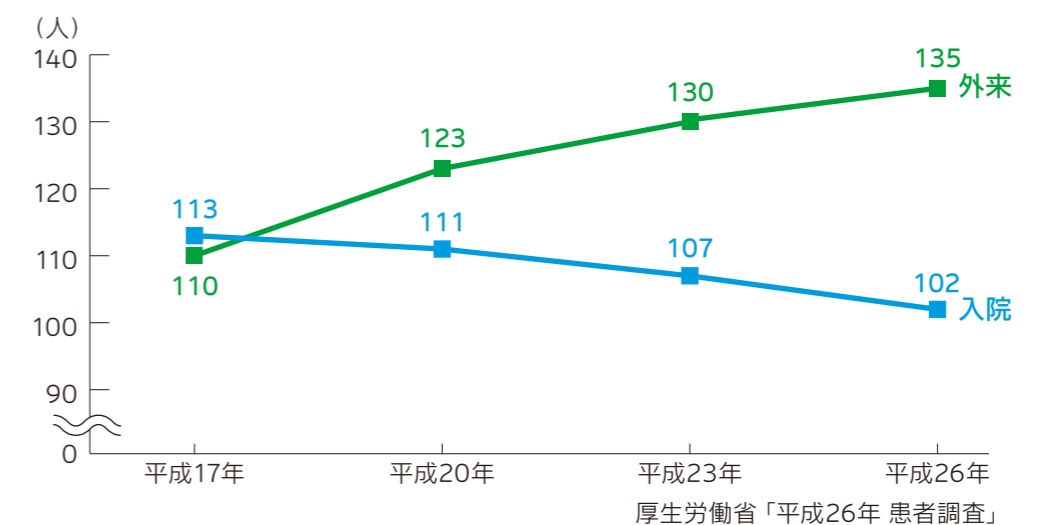
入院・通院治療 入院よりも通院治療の割合が増加しています。

がん治療では、入院治療よりも通院治療の割合が増加しています。

これは、医療技術の進歩により、放射線治療や抗がん剤治療を通院で行えるようになったためです。

なかには、転移などにより外科治療が困難な場合など長期にわたる抗がん剤治療を余儀なくされることもあります。

■悪性新生物の外来受療率および入院受療率の推移(人口10万対)



勇気のお守り なら、充実した保障 で治療に専念できる環境をサポートします。

6つの特徴

プラン2 がん入院給付金日額10,000円 + オプション がん先進医療特約付加の場合

1 がんの治療に特化した保障が一生継続します。

死亡保障をなくし、治療に専念するための保障に特化しました。また、保障が一生続くので安心です。死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を割安にしました。途中で保険料があがることもありません。

- 短期払のご契約では、保険料払込期間満了後かつすべての保険料をお払込み済みの場合は、がん入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

2 がんと診断確定^{※1}されたら、治療開始前でも100万円が受け取れます。再発^{※2}や転移など2回目以降の診断確定でも同額が受け取れます。

(がん診断給付金)

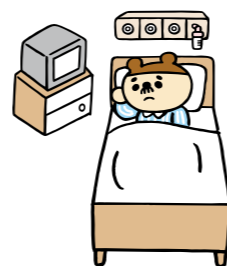


- ※1 がんの診断確定は、原則、病理組織学的所見(生検)によりなされることが必要です。
- ※2 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

2回目以降のがん診断給付金のお受取りには条件があります。詳しくは7ページ「2回目以降のがん診断給付金のお受取りについて」をご確認ください。➡

3 がんの治療のために入院したとき、日帰り入院^{※3}から、1日につき10,000円が受け取れます。

(がん入院給付金)



- ※3 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

4 がんの治療のために所定の手術を受けたとき、手術の種類により1回につき40・20・10万円が受け取れます。

(がん手術給付金)

- 内視鏡による手術、放射線治療など、60日に1回の給付限度となるものがあります。
- がんの乳房切除術により喪失した乳房の再建術を受けられた場合も、がん手術給付金をお受け取りいただけます(片方の乳房につき1回の給付を限度とします)。
- 悪性新生物根治放射線照射は、照射量が50グレイ以上の場合にがん手術給付金の対象となります。

5 通院や往診によるがん治療を行ったとき、1日につき10,000円が受け取れます。

(がん外来治療給付金)

所定のがん治療(「手術療法」「放射線療法」「化学療法」「疼痛緩和療法^{とうつう}」)が続く限り保障します。(通算無制限、年間120日限度)

退院後はもちろん、入院をしない通院や往診だけの治療も対象。

多様化する治療方法に対応しました。通院だけの治療や往診だけの治療でもがん外来治療給付金をお受け取りいただけます。

抗がん剤治療を受けるための通院や再発・転移などで治療が長期にわたることも…

外科治療が困難ながんの場合など、長期にわたる抗がん剤治療を余儀なくされることがあります。

- がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、つぎのいずれかのがん治療が外来治療期間終了時に引き続き必要と認められる場合に1年ごとに延長します。
①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④疼痛緩和療法^{とうつう}
- がん入院給付金がお支払対象となる場合、がん外来治療給付金はお受け取りいただけません。

がん外来治療給付金については7ページ「がん外来治療給付金のお受取りについて」をご確認ください。➡

6 がんの治療のために先進医療を受けた場合は、技術料を通算1,000万円まで保障します。

(がん先進医療特約)

- 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。がん先進医療特約による給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、適用されます。
- 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

保障内容 ニーズにあわせてプランをお選びください。

保険期間:終身		プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
がんと診断 (がん診断給付金) <ul style="list-style-type: none"> ●初めてがんと診断確定※1されたとき ●前回のがん診断給付金のお支払事由該日から起算して2年を経過した後に新たにがん(再発※2・転移を含む)と診断確定されたとき 7ページをご確認ください。	このような場合にお支払いします	がん入院給付金日額 5,000円	がん入院給付金日額 10,000円	がん入院給付金日額 15,000円	がん入院給付金日額 20,000円
がんで入院 (がん入院給付金) <p>がんの治療を目的として1日(日帰り※3)以上入院したとき</p>	回数無制限	1回につき 50万円	1回につき 100万円	1回につき 150万円	1回につき 200万円
がんで手術 (がん手術給付金) <p>がんの治療を目的として所定の手術を受けたとき</p>	回数無制限※4	種類により 1回につき 20・10・5万円	種類により 1回につき 40・20・10万円	種類により 1回につき 60・30・15万円	種類により 1回につき 80・40・20万円
がんで外来 ※5 (がん外来治療給付金) <p>外来治療期間中にがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を受けたとき※6</p> ★所定のがん治療が必要と認められる場合には外来治療期間を1年ごとに延長します 7ページをご確認ください。	通算無制限 1年間 (120日限度★)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 20,000円

オプションでさらに保障をパワーアップ!

オプション がん先進医療 (がん先進医療給付金) がん先進医療特約※7	責任開始日以後にがんの治療を目的として先進医療※8による療養を受けたとき	先進医療の技術料を 通算1,000万円まで保障
-----------------------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------

●基本保障は、がん保険(2010)BII型です(死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません)。
 ※1 がんの診断確定は、原則、病理組織学的所見(生検)によりなされる必要があります。
 ※2 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
 ※3 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
 ※4 内視鏡による手術、放射線治療など、60日に1回の給付限度となるものがあります。
 ※5 がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、つぎのいずれかのがん治療が外来治療期間終了時に引き続き必要と認められる場合に1年ごとに延長します。
 ①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④疼痛緩和療法
 ※6 がん入院給付金がお支払対象となる場合、がん外来治療給付金はお受け取りいただけません。

※7 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定される対象となる先進医療は変動します。がん先進医療特約に働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限りま。
 ※8 先進医療とは、厚生労働大臣が定めているものに限りま。そのため、対よる給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限りま。
 (注) がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
 ●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

給付金お支払例 プラン2 の場合

胃がんで入院・手術・通院をし、3年後に肝臓に転移し、治療を受けた場合

1回目

胃がんと初めて診断確定(がん診断給付金)	100万円
入院前の通院(10,000円×10日間)(がん外来治療給付金)	10万円
悪性新生物根治手術※1(10,000円の40倍)(がん手術給付金)	40万円
入院(10,000円×30日間)(がん入院給付金)	30万円
退院後の通院(10,000円×20日間)(がん外来治療給付金)	20万円
お受取総額	200万円

2回目

肝臓がん(肝転移)と診断確定(がん診断給付金)	100万円
入院前の通院(10,000円×10日間)(がん外来治療給付金)	10万円
悪性新生物手術※1※2(10,000円の20倍)(がん手術給付金)	20万円
入院(10,000円×30日間)(がん入院給付金)	30万円
退院後の通院(10,000円×20日間)(がん外来治療給付金)	20万円
お受取総額	180万円

※1 内視鏡または、血管カテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない)の場合は、10倍の手術給付金が支払われます。
 ※2 約款別表の「その他の悪性新生物手術」に該当した場合です。
 (注) 上記例は、がんと診断確定された後にがんの治療を目的として行った治療を前提としています。そのため、治療処置を伴わない、薬剤などの購入や受取りのみの通院は対象となりません。

ご確認事項

ご検討の前に、必ずご確認ください。

がんに対する保障の開始について

がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期*の属する日からその日を含めて91日目となります。

保険期間の始期* (ご契約成立) → 90日 → 責任開始日 (91日目) → 保障開始

●ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時となります。ただし、ご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは、告知の時)となります。
 ●責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

注意事項 保障についての注意事項をご確認ください

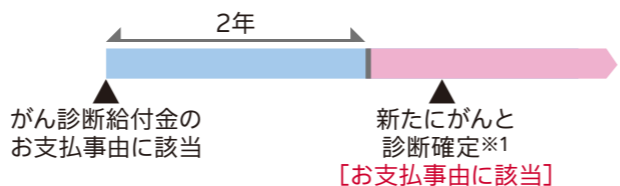
ご存知ですか？最近の医療事情

2回目以降のがん診断給付金のお受取りについて

ケース1

前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年を経過した後に新たにがん診断確定※1された場合

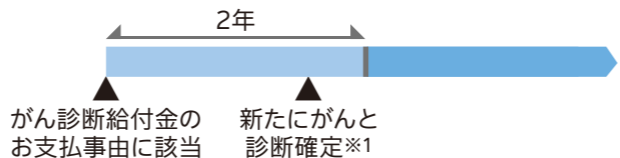
お支払い
します



ケース2

前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年以内に新たにがん診断確定※1された場合

お支払い
できません

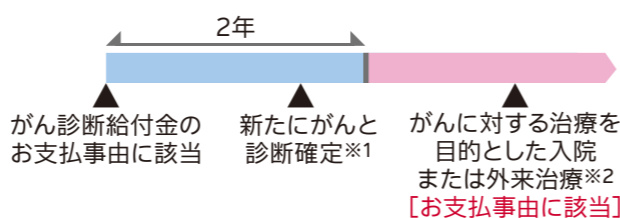


注意

上記ケースでも、前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して2年を経過した後、つぎのいずれかに該当された場合、がん診断給付金をお支払いします。

- がん治療のために入院している
- がん外来治療給付金のお支払事由に該当する外来治療を受けている

お支払い
します



※1 再発・転移を含みます。再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

※2 がんが、治療したことにより認められない状態である場合を除きます。

がん外来治療給付金のお受取りについて

お支払事由

責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けた場合

- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けた場合には、がん外来治療給付金はお受け取りいただけません。

外来治療期間

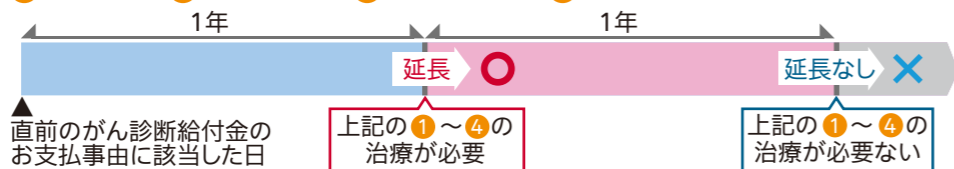
がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、外来治療期間終了時に下記の延長要件を満たした場合に1年ごとに延長します。

- 延長した場合も1年間で120日分のお支払いが限度となりますが、通算支払限度はありません。
- 新たにがん診断給付金のお支払事由に該当した場合には、お支払事由に該当した日を基準に外来治療期間が新たに設定されます。

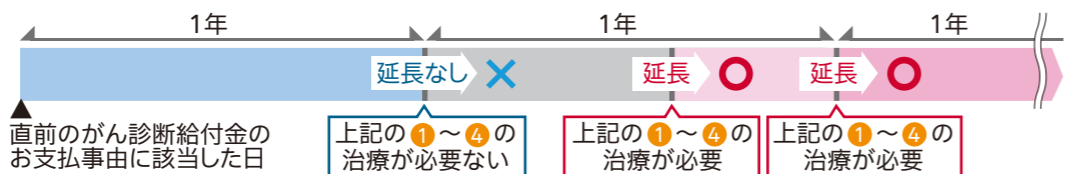
延長要件

以下のいずれかのがん治療が引き続き必要と認められる場合

- ① 手術療法 ② 放射線療法 ③ 化学療法※1 ④ 疼痛緩和療法※2



注意 外来治療期間が延長されなかった場合でも、保険期間中に上記の①～④の治療が引き続き必要と認められる状態に新たに該当した場合、その状態に該当した日以後の期間は外来治療期間が延長されたものとして取り扱います。



※1 抗がん剤など薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、増殖を抑制する療法をいいます(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます)。

※2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

入院した場合の総額は

1日あたり約10,000円

■公的医療保険ではカバーされない自己負担額

治療費	1日あたり約2,700円※1
差額ベッド代	1日あたり平均6,155円※2
食費	1日あたり約1,380円(1食460円※3×3)
諸雑費	+ α 付き添いの方の交通費・テレビ代・日用品代など
先進医療費用	+ α 先進医療の技術料は全額自己負担です。※4



参考 治療費における助成制度について

公的医療保険の自己負担の割合

公的医療保険の負担割合は年齢によって異なります。(平成29年10月現在)

小学校入学前※5

自己負担 2割



一般※5(小学生～69歳)

自己負担 3割



高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った額*が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。*6 (平成29年10月現在)

*入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

自己負担限度額(月額)70歳未満の場合

80,100円+(公的医療保険適用前の医療費-267,000円)×1%※7

※1 同一月に30日間入院した場合、高額療養費制度適用時の計算式を参考に80,100円÷30日=約2,700円と計算しています。

※2 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況(平成27年7月)」における差額ベッド代1～4人室の1日あたり平均額です。

※3 平成30年4月現在の公的医療保険「入院時食事療養費」

※4 平成29年10月現在

※5 自治体により小児医療費助成制度があります。

※6 健康保険組合などによって独自の助成制度を行っていることがあります。

※7 健保の標準報酬月額が28万～50万円(国保は旧ただし書き所得が210万～600万円)で、住民税が課税される方の場合です。また健保の標準報酬月額が26万円以下(国保は旧ただし書き所得が210万円以下)の方は、57,600円となります。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご覧ください

がんに対する保障について

- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目となります。保険期間の始期につきましては、本パンフレットおよび「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。
- 保険料のお払込みの免除は保険期間の始期から保障が開始されます。
- 責任開始日の前日までにがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

がん保険(2010)について

- がん入院給付金、がん手術給付金、がん外来治療給付金のお支払いは、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因としたものに限りです。
- 配当金・満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱っておりません。
- 死亡時に解約返戻金がある場合は解約返戻金を契約者へお支払いします。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

がん入院給付金

- がんの治療を直接の目的とする入院をされた場合にお支払いします。

がん手術給付金

- お支払いの対象となる手術の種類・給付倍率については約款別表をご覧ください。
- ※内視鏡による手術など、手術の種類によっては60日に1回の給付限度があります。
- ※お支払いの対象とならない手術もありますのでご注意ください。
- 時期を同じくして2種類以上の手術を受けられた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金をお支払いします。

がん診断給付金

責任開始日以後、被保険者の生存中に、つぎのいずれかに該当した場合にお支払いします。

- 1回目のがん診断給付金は、初めてがんが診断確定されたとき
- 2回目以降のがん診断給付金は、がん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日以後に新たにがんが診断確定されたとき

がん外来治療給付金

- がんの治療を直接の目的として、外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療(往診を含む)を受けられた場合にお支払いします。
- 外来治療期間はがん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から1年です。外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊などを直接の目的とした所定の治療が引き続き必要と認められる場合は、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。
- お支払いの限度は外来治療期間1年について、120日分です。
- 同一の日に2回以上外来治療を受けられた場合には、重複してお支払いしません。
- がん入院給付金のお支払対象となる日に外来治療を受けられた場合には、重複してお支払いしません。
- 医師の治療処置を伴う外来治療は、初診料・再診料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。

- 所定の高度障害状態に該当したとき
- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払込まれていることを要します)。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約には、解約返戻金はありません。

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

お支払事由の変更について

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

Linkx
リンククロス
わたらしい「健康」を。

“Linkx(リンククロス)”とは?

Linkx(リンククロス)とは、あなたに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとした、SOMPOひまわり生命の健康サービスブランドです。
Linkx(リンククロス)で、たくさんの人に気持ちいい毎日を。心地よい幸せを。

 **SOMPOひまわり生命保険株式会社**

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セントラルパークビル
Tel: 03-6742-3111(代表)
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp>

SOMPOホールディングスの一員です。

お問い合わせ先

HL-P-A-17-01272(2018.4.2) [802702]-2500(19.10)ACG